

職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成22年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

職員安全衛生管理規程（昭和41年岩手県訓令第3号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 各課等 本庁の室、課及び所、<u>首席政策監及び政策調査監</u>の担当区分並びに出先機関並びに労働委員会事務局並びに収用委員会事務局をいう。</p> <p>(設置)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 本庁及び常時50人以上の職員が勤務する建設業以外の業務を行う出先機関に法第18条の規定による職員衛生委員会（以下「衛生委員会」という。）を置く。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第3条の2 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 衛生委員会は、本庁及び当該出先機関における法第18条第1項に定める事項を調査審議する。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 各課等 本庁の室、課及び所、<u>首席調査監及び調査監</u>の担当区分並びに出先機関並びに労働委員会事務局並びに収用委員会事務局をいう。</p> <p>(設置)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 本庁及び常時50人以上の職員が勤務する建設業以外の業務を行う出先機関（<u>広域振興局、岩手県農業研究センター及び中央農業改良普及センターを除く。次条第3項、第4条第3項及び第8条第1項において同じ。</u>）に法第18条の規定による職員衛生委員会（以下「衛生委員会」という。）を置く。</p> <p><u>4 広域振興局に、公有財産の所管及び分掌の特例に関する規則（昭和39年岩手県規則第41号）別表第3の左欄に掲げる合同庁舎等（岩泉地区合同庁舎を除く。）ごとに衛生委員会を置く。</u></p> <p><u>5 岩手県農業研究センター（畜産研究所を除く。）及び中央農業改良普及センター（以下「農業研究センター等」という。）にこれらの出先機関の職員をもって構成する衛生委員会を置く。</u></p> <p><u>6 岩手県農業研究センター畜産研究所に衛生委員会を置く。</u></p> <p>(所掌事務)</p> <p>第3条の2 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 <u>本庁及び出先機関の衛生委員会は、本庁及び当該出先機関における法第18条第1項に定める事項を調査審議する。</u></p> <p><u>4 広域振興局の衛生委員会は、各合同庁舎等にある広域振興局の部、室及び所における法第18条第1項に定める事項を調</u></p>

(組織)

第4条 管理委員会は、委員長、副委員長及び委員14人をもって組織し、委員長は総務部長を、副委員長は総務部総務事務センター所長（以下「センター所長」という。）をもって充て、委員は、次に掲げる者をもって充てるほか、職員団体の推薦に基づき知事が任命する。

(1) 保健福祉部保健衛生課健康予防担当課長

(2) 総務部人事課総括課長

(3) 総務部管財課管理担当課長

(4)～(6) [略]

2 [略]

3 衛生委員会は、委員長、副委員長及び委員5人をもって組織し、委員長は本庁にあっては総務部総務事務センター職員福祉担当課長（以下「職員福祉担当課長」という。）を、出先機関にあっては当該出先機関の長を、副委員長は本庁にあっては職員福祉担当課長が指名する者を、出先機関にあっては当該出先機関の長の職務を代理する職にある者をもって充て、委員は、衛生管理者及び産業医のうちから本庁にあっては職員福祉担当課長が、出先機関にあっては当該出先機関の長が指名する者をもって充てるほか、職員団体の推薦に基づき本庁にあっては職員福祉担当課長が、出先機関にあっては当該出先機関の長が任命する。

査審議する。

5 農業研究センター等及び岩手県農業研究センター畜産研究所の衛生委員会は、それぞれ農業研究センター等及び岩手県農業研究センター畜産研究所における法第18条第1項に定める事項を調査審議する。

(組織)

第4条 管理委員会は、委員長、副委員長及び委員14人をもって組織し、委員長は総務部長を、副委員長は総務部総務事務センター所長（以下「センター所長」という。）をもって充て、委員は、次に掲げる者をもって充てるほか、職員団体の推薦に基づき知事が任命する。

(1) 総務部人事課総括課長

(2) 総務部管財課管理担当課長

(3) 保健福祉部健康国保課健康予防担当課長

(4)～(6) [略]

2 [略]

3 本庁及び出先機関に置く衛生委員会は、委員長、副委員長及び委員5人をもって組織し、委員長は本庁にあっては総務部総務事務センター職員福祉担当課長（以下「職員福祉担当課長」という。）を、出先機関にあっては当該出先機関の長を、副委員長は本庁にあっては職員福祉担当課長が指名する者を、出先機関にあっては当該出先機関の長の職務を代理する職にある者をもって充て、委員は、衛生管理者及び産業医のうちから本庁にあっては職員福祉担当課長が、出先機関にあっては当該出先機関の長が指名する者をもって充てるほか、職員団体の推薦に基づき本庁にあっては職員福祉担当課長が、出先機関にあっては当該出先機関の長が任命する。

4 広域振興局に置く衛生委員会は、委員長、副委員長及び委員5人をもって組織し、委員長は広域振興局長、経営企画部地域振興センター所長、総務部総務センター所長又は庁舎管理を担当する所の長（以下この項において「局長等」という。）を、副委員長は局長等が指名する者をもって充て、委員は、衛生管理者及び産業医のうちから局長等が指名するものをもって充てるほか、職員団体の推薦に基づき局長等が任命する。

5 岩手県農業研究センター等に置く衛生委員会は、委員長、副委員長及び委員5人をもって組織し、委員長は岩手県農業研究センター所長（以下この項において「所長」という。）を、副委員長は所長が指名する者をもって充て、委員は、衛生管理者及び産業医のうちから所長が指名するものをもって充てるほか、職員団体の推薦に基づき所長が任命する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、管理委員会及び本庁に置かれる衛生委員会にあつては総務部総務事務センター（以下「センター」という。）、安全衛生委員会及び出先機関に置かれる衛生委員会にあつては当該出先機関の庶務を担当する課、部又は事務局において処理する。

(組織)

第10条 審査会は、委員6人をもって組織し、委員は、人事課総括課長及び管理委員会の委員のうち医師である者をもって充てるほか、医師である職員のうちから知事が任命する。

2・3 [略]

(産業医)

第16条 産業医は、本庁にあつては知事が任命する者を、出先機関（職員数50人未満の出先機関を含む。次項において同じ。）にあつては当該出先機関の所在地を所管区域とする保健所の所長（盛岡市に所在する出先機関にあつては、岩手県県央保健所長）をもって充てる。

2 本庁の産業医及び保健所長である産業医は、次の各号に掲げる分担区分に応じ、予防接種及び健康診断の実施に当たる。

(1) [略]

(2) 保健所長（岩手県県央保健所長を除く。）である産業

6 岩手県農業研究センター畜産研究所に置く衛生委員会は、委員長、副委員長及び委員5人をもって組織し、委員長は岩手県農業研究センター畜産研究所長（以下この項において「所長」という。）を、副委員長は所長が指名する者をもって充て、委員は、衛生管理者及び産業医のうちから所長が指名するものをもって充てるほか、職員団体の推薦に基づき所長が任命する。

(庶務)

第8条 管理委員会及び本庁に置く衛生委員会の庶務は総務部総務事務センター（以下「センター」という。）において、出先機関に置く安全衛生委員会及び衛生委員会の庶務は当該出先機関の庶務を担当する課、部又は事務局において処理する。

2 広域振興局に置く衛生委員会の庶務は、広域振興局の経営企画部（県南広域振興局経営企画部を除く。）若しくは経営企画部地域振興センター、総務部若しくは総務部総務センター又は広域振興局長が指定する所において処理する。

3 岩手県農業研究センター等に置く衛生委員会の庶務は、岩手県農業研究センター企画管理部において処理する。

4 岩手県農業研究センター畜産研究所に置く衛生委員会の庶務は、岩手県農業研究センター畜産研究所総務課において処理する。

(組織)

第10条 審査会は、委員6人をもって組織し、委員は、センター所長及び管理委員会の委員のうち医師である者をもって充てるほか、医師である職員のうちから知事が任命する。

2・3 [略]

(産業医)

第16条 産業医は、本庁にあつては知事が任命する者を、広域振興局にあつては広域振興局の所管区域に所在する保健所の所長（盛岡広域振興局にあつては、岩手県県央保健所長）を、出先機関（広域振興局を除く。以下この項において同じ。）又は当該出先機関に置く室、所等にあつては当該出先機関又は当該出先機関に置く室、所等の所在地を所管区域とする保健所の所長（盛岡市に所在する出先機関にあつては、岩手県県央保健所長）をもって充てる。

2 本庁の産業医及び保健所長である産業医は、次の各号に掲げる分担区分に応じ、予防接種及び健康診断の実施に当たる。

(1) [略]

(2) 保健所長（岩手県県央保健所長を除く。）である産業

<p>医 当該保健所の所管区域内に所在する出先機関</p> <p>(3) [略]</p> <p>(安全衛生担当者)</p> <p>第18条の2 各課等に安全衛生担当者を置く。</p> <p>2 前項の安全衛生担当者は、各課等の長があらかじめ指定する職員をもって充てる。</p> <p>3 安全衛生担当者は、各課等の長の命を受けて各課等の安全管理及び衛生管理に関する事務を処理する。</p> <p>(危害の防止)</p> <p>第19条 [略]</p> <p>2 管財課総括課長及び公有財産の所管及び分掌の特例に関する規則(昭和39年岩手県規則第41号)第3条第1項に規定する合同庁舎等の管理を分掌する出先機関の長(以下「庁舎管理者」という。)は、職員の災害又は病気の発生を防止するためにその分掌に係る庁舎等の施設、設備等の改善に努めなければならない。</p>	<p>医 当該保健所の所管区域内に所在する出先機関又は当該出先機関に置く室、所等</p> <p>(3) [略]</p> <p>(安全衛生担当者)</p> <p>第18条の2 各課等(広域振興局を除く。以下この条において同じ。)並びに広域振興局の各部、経営企画部地域振興センター、総務部総務センター、県税部県税センター、保健福祉環境部保健福祉環境センター、農政部農村整備室(県南広域振興局農政部農村整備室に限る。)、農政部又は農林部の農林振興センター、農政部農村整備センター、水産部水産振興センター及び土木部土木センター(以下この条において「広域振興局各部等」という。)に安全衛生担当者を置く。</p> <p>2 前項の安全衛生担当者は、各課等又は広域振興局各部等の長があらかじめ指定する職員をもって充てる。</p> <p>3 安全衛生担当者は、各課等又は広域振興局各部等の長の命を受けて各課等又は広域振興局各部等の安全管理及び衛生管理に関する事務を処理する。</p> <p>(危害の防止)</p> <p>第19条 [略]</p> <p>2 管財課総括課長及び公有財産の所管及び分掌の特例に関する規則第3条第1項に規定する合同庁舎等の管理を分掌する出先機関の長(以下「庁舎管理者」という。)は、職員の災害又は病気の発生を防止するためにその分掌に係る庁舎等の施設、設備等の改善に努めなければならない。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。